

# Progress～進歩～

## 一期一会

### 5月号

第12号 2008年5月1日発行  
三宅税理士事務所  
(株)シーエムエス  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
発行担当者:藤森理絵

### 今月のテーマ:経営計画

新年度になり早1ヶ月が経ちました。

当社では、4月より「将軍の日」という経営計画を立てるセミナーを開催しています。

### 経営計画とは？

経営計画とは、「**会社が生き残るため**」の道具です。今の時代、何も手を打たなければ、粗利益はどんどん下がっていくといわれています。会社が生き残るためには、いくら儲けが必要なのか？を数字でつかみ[利益計画]、何を(商品)、どこに(お客様)、いくらで(価格)、だれが(営業マン)売るのが[販売計画]を決め、そのための資金はどうやって調達し、運用するのか[資金運用計画]を、社長自身が戦略的に方針を打ち出す以外にありません。経営計画があると、月次で計画と実績の差をチェックできますから、打つ手を間違えないという効果があります

#### 経営計画のメリット

- ①儲かる事業構造ができる
- ②社長が、会社の問題点をすぐつかみ、素早く手を打てるようになる
- ③資金繰りの見通しが立ち、銀行に信用ができる
- ④社員の目的意識が統一され、全社一丸体勢が出来る
- ⑤後継者教育ができる
- ⑥経営計画作成の過程で、自社の問題点、真の実態がつかめる。

計画などつくっても、「将来のことは、雲をつかむようでわからないのだから、意味がない」「計画どおり行かない」という理由で経営計画をつくられない方が多くおられます。将来のことがわからないというのは、多分売上と利益だと思えます。それ以外のこの先1年間の、人件費・経費・金利など、出て行く金額はかなりの精度でわかります。稼ぐ金額(売上・利益)は、わからなくても、稼がなければならぬ金額はわかります。経営計画は、「**自社が生き残るために、いくら稼がなければならぬか？**」を計画するものです。そして、計画どおりに行かないからこそ、計画が必要なのです。計画と実績の差が何を意味しているのかが、実は大切なのです。なぜなら、社長の考え方と、マーケットとのずれを表しているからで、そこに手を打てるのです。

当社では、4月17日(木)に第1回「将軍の日」を開催しました。経営者が現場を離れて、じっくり計画を立てることができ、参加者の方よりご好評を頂きました。5月は5月15日(木)の13時30分よりセミナーを開催する予定になっています。3月、4月、5月決算の会社のお客様が対象となります。参加希望の方は、当事務所までご連絡ください。

<参考文献>一倉定「一倉定の社長学 経営戦略」日本経営合理化協会出版局、1997年。

### <知っとく情報>

端午の節句に、なぜ鯉幟を飾るのか？五月の青空に悠々と泳ぐ鯉幟、いいですね。この鯉幟、男児が誕生したと天の神に告げ、子供の守護を願う目印なのだそうです。「登竜門」という言葉も「鯉が竜門の滝を登ると竜となって天をかける」という中国の故事に由来しています。



鯉幟は子供の幸せを願う親の心の象徴なんですよ。

### <5月のスケジュール>

日	曜日	
12	月	*源泉所得税・特別徴収住民税(4月分)の納付期限
15	木	* <b>将軍の日</b>
20	火	*労働保険料の申告・納付期限
31	土	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月分の社会保険料の納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*12月決算法人の消費税申告・納付期限

### 入社式を行いました!!



4月1日よりお世話になります。田村和輝です。皆様のお役に立てますよう、精一杯努力致しますので、御指導よろしくお願い申し上げます。

### 『リース取引の税の取り扱いが変わりました』



所有権移転外ファイナンス・リース取引が変わって聞いたけどどの様になるの？

平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外ファイナンス・リース契約から次の(1)～(3)の適用があります。  
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引とみなされます。  
今まで、資産に計上する事なく、支払ったリース料(賃借料)を損金としていたものが、リース資産として資産計上され、減価償却として損金経費処理とされるようになります。  
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(リース期間を償却期間とする定額法をいいます。)とされます。なお、賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱われます。  
リース資産をリース期間に応じて定額法(均等)により減価償却していきます。通常リース料が均等額となりますので、支払額と減価償却の額が等しくなります。  
(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人について、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」といいます。)のうち、受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の100分の20相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額はリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとなります。  
(4) 平成20年3月31日以前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同年4月1日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとなります。  
過去に締結しているリース契約についても、4月1日以降に終了する事業年度より適用がありますので、リース契約について調べておく必要があります。

経理処理が変わるの？なんだかすごく面倒になるのかな？

貸し手と借り手のそれぞれの処理があるけど、貸し手になる可能性は少ないと思うから、借り手の処理をお話しましょう。先に話したとおり、原則はリース料の総額をリース資産及びリース負債として両建てで貸借対照表に計上します。  
例) コピーをリース契約し、リース期間は5年で60回払い、一回の支払額は15,750円(内消費税750円)

	新制度(売買処理)	旧制度(経費処理)
<契約時の処理>	リース資産 / リース債務 900,000円 仮払消費税等 / リース債務 45,000円	処理なし
<リース料支払い時の処理>	リース債務 / 現金預金 15,750円	リース料(賃借料) / 現金預金 15,750円
<期末処理>	減価償却費 / リース資産 180,000円	処理なし

ただし、次の1～3に該当するリース契約については、従前の賃貸借処理(以下、経費処理)でも認められます、ただしこれは会計処理の方法の話で、税務処理は売買処理となります。  
1. リース期間が1年未満のリース契約(ただし、リース期間が短い為、経費処理自体が認められない場合があります)  
2. リース料総額が300万円以下のリース契約  
3. 中小企業が締結するリース契約  
3に中小企業が締結するリース契約とありますので、従前の経費処理でも認められます。ただし一定の注記が必要となります。

そんなに大きな変更では無いんだね

経費処理を採用する場合は、会計処理が大きく変わる事は無いと思いますが、重要性が無いリース取引以外のリース取引については決算書に未経過リース料を注記する必要があるなどの処理が増えていきます。それから、会計処理が同じと言っても、税務処理が変わっているので、今までとの次の違いがあります。  
1. リースでは無くなりますので、リース税額控除が適用されなくなります。(取得した場合の税額控除制度の対象となります)  
2. 減価償却となりますので、1年の前払いによる損金算入が出来なくなります。  
3. リース料が均等でない場合、税務調整が必要となります。

この取り扱いは平成19年度の税制改正により変更されたものでありますが、詳細な処理については、現在不明な点がございませう。国税庁の質疑応答事例等により情報が入りましたら、又、お伝えいたします。